

火災ごみ搬入基準

筑西広域圏内（結城市、筑西市、桜川市）の火災により発生した一般廃棄物（り災ごみ）を環境センターへ搬入する際の基準を規定します。なお、搬入までの諸手続については、環境センター火災ごみ搬入手続き（り災者）をご参照願います。

前提として、消防署でり災証明書の発行を受け、結城市、桜川市は市役所の生活環境課、筑西市は市役所の環境課が現地を確認し、一般廃棄物処理手数料免除願が発行された後、環境センターと日程調整をしてからの搬入となります。

●搬入できないもの

○一部の建築資材

断熱材・保温材、便器・浴槽・洗面台などの陶器、サウナ、石膏ボードなど、瓦、石綿（アスベスト）、給排水装置、長さ3メートル以上の木材

○危険物

薬品類（農薬、毒物、殺虫剤など）、肥料、火薬、感染性廃棄物、ガスボンベ、消火器

○家電リサイクル法に該当するもの

テレビ、エアコン（室外機含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

○一部の家電製品

電気温水器、天日（太陽熱温水器）、ソーラーシステム、ソーラー温水器、ボイラー、パソコン

○処理困難物

石、砂、土、泥、炭、灰、石灰、粘土、磁石、セメント、レンガ、砂利、練炭、アスファルト、車、バイク（原付自動車含む）、動力付き農機具、バッテリー、きね、うす、物干し台（コンクリート台）、液体類（ガソリン、灯油、廃油など）、ベンジン、ペンキ、燃え殻、豆炭、練炭、ピアノ、耐火金庫、ボウリングのボール、ポート、プリンター用トナー、植木（シュロの木）、木の根

○事業用に供するもの

家庭内にあっても事業（業務）用のものは搬入できません。

※上記のもの以外にも、搬入の制限やお断りをする場合があります。あらかじめご了承ください。